

軽自動車税の減免について

身体等に障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合、申請により軽自動車税の減免を受けることができます。

● 減免の対象となる軽自動車とは

「身体障がい者の方が所有」又は「身体障がい者の方と生計を同じくする方が所有」する軽自動車で、以下のいずれかに該当するもの

- (1) 身体障がい者の方が運転をするもの
- (2) 身体障がい者の方のために、生計を同じくする方又は身体障がい者等のみで構成される世帯の方を常時介護する方が運転をするもの（通院・通学などのために、おおむね週1回以上継続的に使用）

※ただし、身体障がい者1人につき1台に限りますので、普通自動車と軽自動車を複数台所有している場合は、いずれか1台に限り対象となります。

なお、普通自動車の自動車税減免については、十勝総合振興局 納税課収納管理係（Tel 26-9038）までお問合せください。

● 減免申請手続

減免を受けようとする方は、次の書類等を提出（または提示）してください。

- (1) 減免申請書（記載の上、必ず印鑑を押印してから提出してください。）
- (2) 運転免許証
- (3) 障害者手帳等
- (4) 自動車検査証（コピー可）

※ 申請受付の際に、軽自動車等の使用状況をお聞きする場合や、通学証明書等を提出していただく場合があります。

● 減免の対象となる障がいの範囲

障がいの区分や等級により該当しない場合がありますので、裏面をご覧ください。

また、知的障がいのある方、精神に障がいのある方のために使用しているときは、同様の手続で減免が受けられます。詳細につきましては、役場税務課諸税担当（Tel 42-2111 内線 578）までお問合せください。